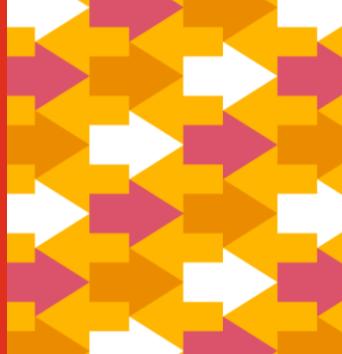


電気自動車産業を促進するための 税制優遇措置

Issued Date: 06 November 2023



タイ税関は、電気自動車(EV)産業を促進するための税制優遇措置をまとめた文書を発行しました。

本報告は主に、電気自動車(EV)の製造事業者及び輸入事業者が対象となります。

概要:

タイ税関は、世界的な電気自動車(以下、「EV」)の需要増加に対応し EV 産業におけるタイの競争力を促進するため現在有効となっている税制優遇措置をまとめた文書を発行しました。

現在タイ財務省およびタイ税関が公表している主な税制優遇措置は以下 3 点です。

- 小売価格が 200 万バーツ以下の EV 完成車、および小売価格が 200 万バーツ以上 700 万バーツ以下かつ容量が 30 キロワットアワー(kWh)以上である EV 完成車に対する関税が免税されます。
- 2022 年から 2025 年にかけて、フリーゾーンまたはタイ工業団地公社フリーゾーン(Industrial Estate Authority of Thailand Free Zone)におけるバッテリー式電気自動車(以下、「BEV」)の生産または組み立てを行う場合、工場出荷時の BEV 価格の 15%を上限とし、国外より輸入したバッテリーセルのコストを現地調達コストの一部として含めることが可能です。
- 2022 年から 2025 年の間、EV の部品およびコンポーネントの関税が免税されます。

またタイ税関は、関税局告示 No.97/2566 を発行し、2023 年 5 月 26 日から 2025 年 12 月 31 日の間に、タイに輸入される EV および BEV の以下 9 つの部品・コンポーネントに対して、免税を適用する条件と基準を規定しました。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ◦ バッテリー | ◦ 車載用充電器 |
| ◦ EV 駆動モーター | ◦ DC/DC コンバーター |
| ◦ 電気自動車用コンプレッサー | ◦ PCU インバーターを含むインバーター類 |
| ◦ バッテリーマネジメントシステム (BMS) | ◦ 減速機 |
| ◦ 運転制御システム | |

この規定の下では、すでに組み立てられた状態で輸入される部品(2つ以上の部品を組み立てたもの)は免税を受けることができます。ただし、上記のリストに含まれていない他の部品と組み合わされた部品は、輸入時に恩典を享受することはできません。

また、輸入業者は、恩典を使用するにあたってタイ自動車協会(TAI)からEVの製造に使用する部品であることを認定した証明書を取得する必要があります。当該輸入部品は、輸入日から1年以内に使用しなければなりません(タイ税関の承認により延長可能な場合あり)。

EV業界の輸入業者および製造業者は、これらの規定に対して理解を深め、所定の要件や条件を慎重に検討することで、関税の節減効果を最大化し、潜在的なコンプライアンス違反の問題を回避する必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt
Tanarat Permpoonsap
Tananya Woointranont,

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

中雄 傑和

(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)

toshikazu.n.nakao@pwc.com

山島 達彦

(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)

tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

武藤 慎也

(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)

shinya.m.muto@pwc.com

福井 情美

(0 2844 1321)

motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.